

盛岡広域振興局長告示第6号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成21年岩手県告示第804号）で告示した滝沢村柳沢特定猟具使用禁止区域及び滝沢村一本木上郷特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 変更後の滝沢村柳沢特定猟具使用禁止区域の区域 滝沢市地内の一般県道鶴飼滝沢線と市道一本木工区5号幹線との交点を起点とし、起点から同一般県道を南東に進み市道柳沢上郷3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道大石渡岩手山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道柳沢上郷1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み同市道から市道一本木工区5号幹線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み同市道との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の滝沢村一本木上郷特定猟具使用禁止区域の区域 滝沢市地内の東北縦貫自動車道と市道岩手山青年の家線との交点を起点とし、起点から同自動車道を南に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域